

病気になったときには

子どもが病気になるととても不安になりますよね。様々な相談窓口や医療機関を活用しながら対応していきましょう。

神津島村診療所

神津島村診療所では、総合的な診療を行っています。
お子さんの具合が悪くなった際には、外来にお越し下さい。
夜間・救急の場合にはあらかじめお電話ください。
お電話は24時間繋がります。

・外来受付時間

8:30～11:00



問い合わせ：診療所 Tel8-1121

小児救急電話相談

小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方などのアドバイスをうけられます。

いつもと様子が違う、顔色が悪いなど受診するかどうか迷うときには、ぜひご相談ください。

プッシュ回線、携帯電話から **#8000**

ダイヤル回線、公衆電話などすべての電話から

03-5285-8898

・実施時間帯

平日（月～金曜）：18:00～23:00

土曜：9:00～23:00

日曜・祝日：9:00～23:00



小児慢性特定疾患治療研究事業

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。小児慢性特定疾患治療研究事業は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

■対象 小児慢性特定疾病に罹患している18歳未満の児

※小児慢性特定疾病の詳細につきましては、かかりつけの医療機関もしくは保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

小児慢性特定疾病日常生活用具給付事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活で使う用具を給付しています。小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、特定の要件に該当する方が対象になります。詳しい要件は、保健センターにお問い合わせください。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

自立支援医療(育成医療)

自立支援医療（育成医療）とは、制度の対象障がいの除去、軽減のために必要な医療費について医療保険の自己負担分を助成する制度です。

- 対象者
- ①18歳未満の児であること。
 - ②保護者が都内に住所を有すること。
 - ③現在身体に障がいを有している、
または身体に疾患があり治療をせずに放置した場合、
将来一定の障がいを残すと認められること。
 - ④手術等の治療により、確実な治療効果が期待できること。

※ただし1～4全てに該当する場合でも、所得の状況によっては制度の対象外になることがあります。

問い合わせ：保健センター TEL8-0010

結核児童の療育給付

保護者が神津島村に住所を有する18歳未満の児童で、結核にかかっている方のうち、その治療のため医師が長期の入院を必要と認めた方が対象です。

医療費助成を受けることのできる医療機関は、全国の指定された療育機関になります。また、医療保険を適用して治療した場合の患者自己負担額が助成されますが、ご家族の収入に応じて、治療に要する費用の全部又は一部を負担していただきます。

詳しくは島しょ保健所神津島支所にお問い合わせください。

問い合わせ：島しょ保健所 TEL8-0880

島外医療機関にかかる交通費助成①

障害者(児)及び島内の医療機関で治療が困難な方に対して、島外の医療機関にかかる経費の一部を助成しています。

■対象者

- ①障害者手帳所持者、特定疾患医療受給者証所持者（診断書不要）
- ②島外の医療機関に疾病・ケガのため3か月に1回もしくはそれ以上に検査・治療が必要だと医療機関の医師が診断した方
 - ※生活保護世帯、歯科受診は除く
 - ※がん治療については、期間の設定は設けない
- ③付き添い者に関しては、医師が移動の際に介助を必要だと判断した場合に限る。（診断書の明記が必要）
- ④村税、その他村に納付すべき料金に滞納がない世帯
- ⑤神津島村に住所登録がある方

■助成内容

- ① 年間10回までの助成とする
- ② 次の助成額を助成する(支払い料金が低い場合はその金額とする。)

種類		助成額等	対象経費
交通費	船賃・航空賃	○往復4,000円 ○小人船賃に限っては、片道1,500円	●往復4,000円 ・片道適応の場合は2,000円 ・小人船賃片道1,500円 ●領収書の他に航空賃は搭乗券もしくは搭乗証明書の添付
	タクシー料金	○1日につき1,000円を上限とし、助成とする。	●3日分助成対象とする
宿泊費	宿泊費	○宿泊費については、1泊につき3,000円	●一泊料金のみ助成する

島外医療機関にかかる交通費助成②

■申請に必要なもの

①各領収書(船・飛行機・タクシー・宿泊・医療機関)

※受診日の前後それぞれ2日間までの領収書が有効。受診日の3日前より早く出島したり、3日間以上残った場合は助成不可(どちらか該当の場合片道分のみ助成)。

②飛行機利用の場合は、搭乗券もしくは搭乗証明書

③印鑑

④初回の申請時には、金融機関の通帳もしくはカード

⑤初回の申請時には、医療機関の診断書(コピー不可)の取得が必要

※診断書がなければ助成できませんのでご注意ください。診断書の内容については、必ず役場福祉課でご確認ください。

■申請方法

①医療機関を受診したその日の翌日から3か月以内に申請してください。

問い合わせ：役場福祉課 TEL8-0011